

正 誤

令和六年十月二日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

総務大臣	村上誠一郎
法務大臣	牧原 秀樹
外務大臣	岩屋 毅
財務大臣	加藤 勝信
厚生労働大臣	福岡 資麿
農林水産大臣	小里 泰弘
防衛大臣	中谷 元

ページ一段 行 誤 正

令和六年三月五日（号外第四十九号）公布厚生労働省令第三十五号（保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

九 三第二条及び第四第二条、第四条及び附則第三条  
九ページ一行目の次に次を加える。

（処方箋に係る経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第二条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

九 一三第三条

一六第四条

第四条  
第五条

令和六年三月十一日（号外第五十三号）公布経済産業省令第十三号（ガス事業法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五

終りから  
一八

適用する

適用される

改正前欄  
一六